

「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立穂波東中学校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的 ※参考資料「いじめ防止対策推進法」第13条

全ての生徒は、かけがえのない存在である。また、生徒が健やかに成長していくことは社会全体の願いである。生徒は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

本校における「学校いじめ防止基本方針」は上記の考えのもと、いじめの問題への対策を、全職員がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校の教育活動全体で生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という意識を教職員が常に意識し、生徒の言動・保護者との連携・教職員間の連携をはかり、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- 「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（スマホ・インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）をいう。しかし、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応する必要がある。また、インターネット上でいじめの対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。本校においては、あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して生活できる学校づくりを目指す。また子どもが主体となって、いじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることである。だからこそ、その意識を強く持ち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。さらには、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

- ☐ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ① いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ☐ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

※参考資料（以下、※で示す）

※「いじめ防止対策推進法」第2条，第3条

※「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日文科科学省通知）

※「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定【最終決定平成29年3月14日】）

※福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P3～5（平成27年3月福岡県教育委員会）

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定版）

※「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」（平成30年3月26日文科科学省通知）

※「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」（令和3年3月福岡県教育委員会）

（2）校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		生徒指導・いじめ・不登校対策委員会		
組織の構成員	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		教頭	—	—
		主幹教諭	教務部	教務主任
		教諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教諭	生徒指導部	
		教諭	生徒指導部	専任補導
		教諭		いじめ事案の該当担任・学年主任
		養護教諭	健康教育部	
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		学校医	—	—
		スクールサポート	—	—

イ 校内組織の役割

- ☐ 役割（年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルによるいじめ問題への取組の検証等）
- ☐ 定期的な開催（月1回以上）
- ※「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文科科学大臣決定 P26～28）
- ※福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P38～40（平成27年3月福岡県教育委員会）

（3）関係機関との連携

- ☐ いじめ問題解決には、学校、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立する。
- ・24時間子ども相談ホットライン、児童相談所、飯塚市こども・健康部、子育て支援課、飯塚市福祉部保護課、飯塚警察署少年係、ケース会議、少年サポートセンター、学校警察連絡協議会

(4) 報告体制 ※福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P28(平成27年3月福岡県教育委員会)

□いじめの報告体制 発見者 → 当該学年生徒指導・いじめ対策委員 → 当該学年主任
→ 生徒指導主事・補導 → 管理職

(5) いじめ問題に関する教員研修 ※福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P46～50

- 学校いじめ基本方針の周知徹底、いじめ問題についての共通理解に関する研修会の実施(年度当初)。
- 専門家を招聘したいじめ問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修会(夏期休業期間等)の実施
- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」(令和3年3月福岡県教育委員会)を活用した教職員の資質を高める研修会の実施。

(6) いじめの問題への対応【年間計画・いじめの問題への対応手順・重大事態への対応体制・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ】

ア いじめの未然防止の取組 ※生徒指導リーフ4.8.9(平成24年6月、9月文部科学省・国立教育政策研究所)

- 生徒の豊かな人間関係の構築等を目指した異年齢集団による活動の推進を図る。
- SEL-8S プログラムの実施を通して、生徒の人間関係づくりや社会性に関する技能(スキル)に関する教育活動を活性化する。
- 生命尊重や思いやりの心を育てる道德教育を、すべての教育活動を通して推進する。
- 生徒自らが課題を見つけ、集団としての問題解決能力を高めるために、学級活動や教科の授業における話し合い活動の充実を図るとともに、生徒会活動を通じた生徒の自主的・実践的な態度を育てる活動を推進する。

イ いじめの早期発見の取組 ※いじめ問題に係る取組の実施状況調査(学校配付用)項目

- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」(令和3年3月福岡県教育委員会)を活用した早期発見の取組の実施
- 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月1回の実施
- 「生徒指導リーフ20(平成27年11・12月 文部科学省・国立教育研究所)」に基づいた「いじめに特化した無記名アンケート」、「学校生活・環境多面調査」の学期1回程度の実施
- 教育相談週間の設定(学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期1回程度)
- 相談ポストの設置及び活用
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施
- 年間計画の作成 (別紙1 年間指導計画)

ウ いじめの早期対応の取組 ※「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」(令和3年3月福岡県教育委員会)

- いじめに対する基本姿勢の確認、周知徹底
- 1次・2次・3次対応による支援と指導等 (別紙2 参照)
(いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言)
- 市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- 警察等との連携(通報)(※「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月7日文部科学省))

エ 重大事態への対処 ※「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】(平成27年3月福岡県教育委員会 P89～99)

- 1 重大事態とは(いじめ防対法第28条より)
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

注)「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- 2 重大事態への対応体制
本校、及び地域の実情に応じて、平時から適切に対応できる体制づくり及び連携に努める。
- 3 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかに飯塚市教育委員会に報告する。(別紙 3、4 参照)

4 調査を行うための組織

本校いじめ・不登校対策委員会、及び飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会で組織する。また、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する人物を必要に応じて参加依頼することもある。

5 事実関係を明確にするための調査の実施 (※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月文部科学省))

重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係について、次のような点を可能な限り網羅的に明確にする。

- 発生時期・場所 (いつ頃から、どこで)
- 関係生徒 (誰から行われたか)
- いじめの態様 (どのようないじめであったか)
- いじめに至る経緯等 (いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか)
- 学校・教職員の対応 (どのように対応したか)

6 いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

調査により明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適切に情報提供を行う。

7 調査結果を踏まえた対応

(7) ネット上のいじめへの対応

☐ 予防の取り組み：情報モラル教育の実施、保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

☐ ネット上のいじめの定義：「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールや SNS (LINE 等) を送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

- ① 掲示板・ブログ・プロフ・SNS・ゲームサイト等の誹謗・中傷の書き込み。
- ② 掲示板・ブログ・プロフ・SNS・ゲームサイト等に個人情報や無断で掲載。
- ③ 特定の子どもになりすましてインターネット上での活動を行う。 など。

対応については、以下の流れで行う。

- (1) 「ネット上でのいじめの発見」 (2) 事実 (書き込み内容) の確認
- (3) 報告・連絡 (4) 削除依頼 (5) 被害生徒への対応: SC 等を利用して、きめ細かな支援を行う。
- (6) 加害生徒への指導：いじめの背景や事情を綿密に把握した上で、粘り強く指導を行う。
- (7) 全校生徒への対応：以下の視点で指導を行う。
 - ・ 掲示板等に誹謗中傷の書き込みを行うことは、決して許される行為ではない。
 - ・ 掲示板等への書き込みは、匿名でも書き込みを行った個人が特定される。特に、書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることもある。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もある。
 - ・ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用マナーがあり、それをしっかりと守る必要がある。

(8) 教育相談体制

☐ スクールカウンセラー等の配置

☐ 子どもホットライン 24 などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

☐ P T A 成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施

☐ いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(10) 取組状況の評価

☐ 学校評価・教員評価の実施

☐ 各学期の取組を評価・分析

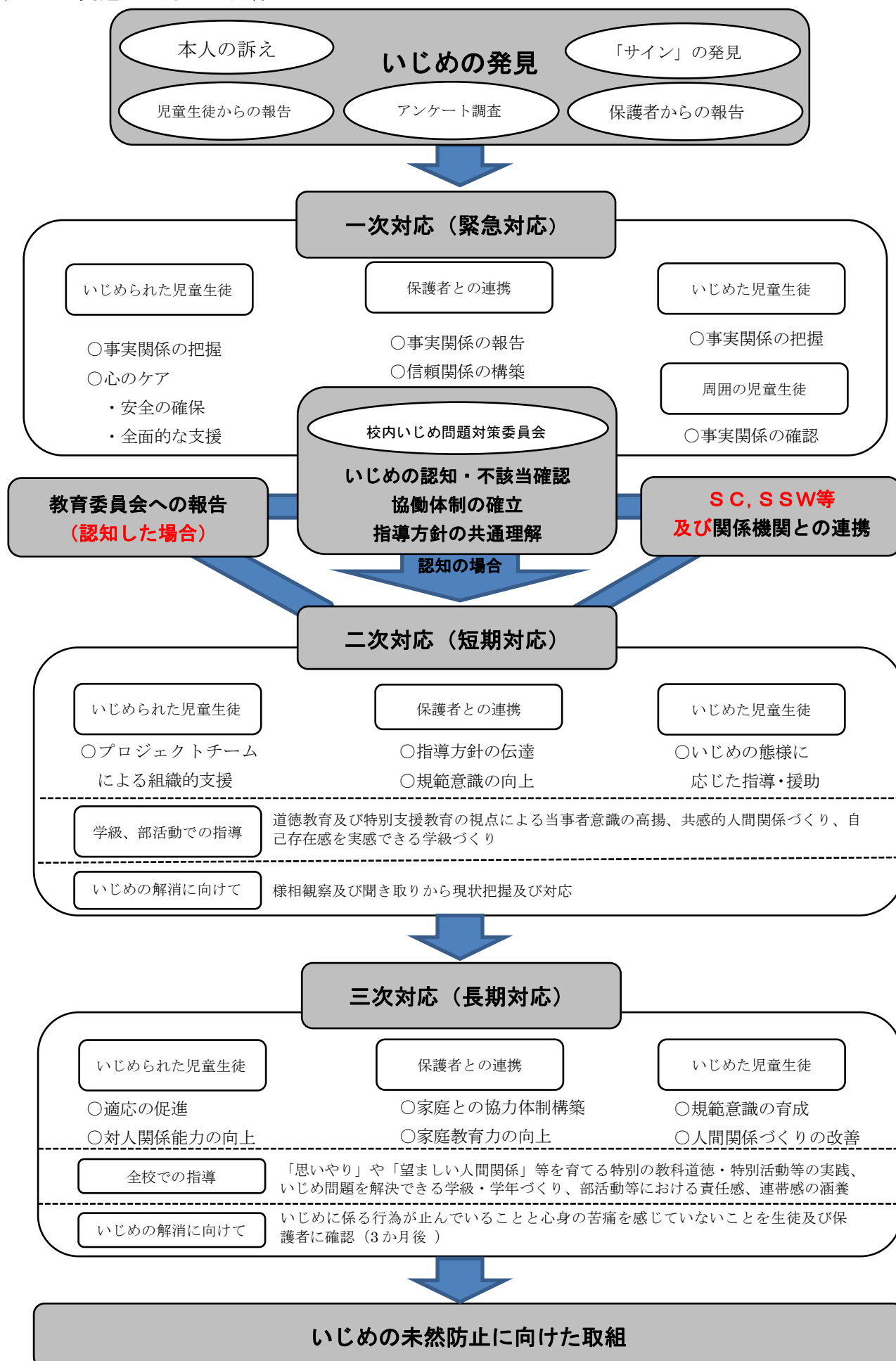
(11) 学校評価・教員評価

☐ アンケート等による学校評価

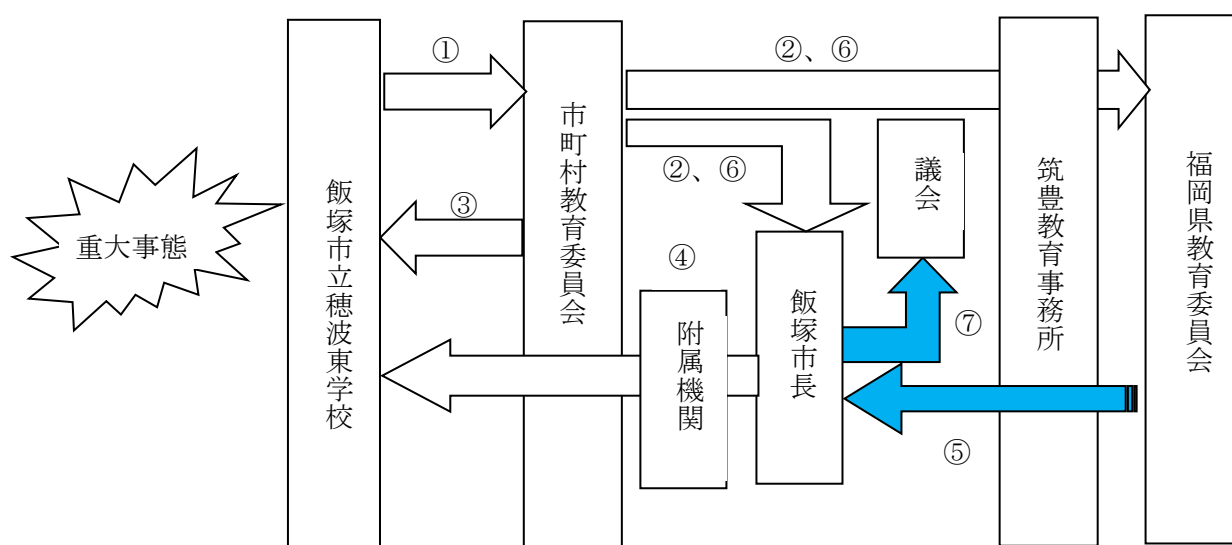
◇年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (※月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分 析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の児童生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト ▲	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導・いじめ問題対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・家庭・学校において、い じめ撲滅への啓発・早期発 見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
7月	◇「学校生活・環境多面調査」の実施 「いじめに特化した無記名アンケート簡 易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生 徒理解の研修会		・1学期の 取組を評 価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早 期発見のため「保護者用い じめチェックリスト」配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対 応リーフレット(家庭向 け)」の配付	・2学期の 取組を評 価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等 向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート (※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間(月間)」	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		・年間の取 組を評価・ 分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 児童生徒理解のための調査 ▼	*生徒指導・いじめ問題対策委員会		▼

◇いじめ問題への対応の手順



◇重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ



- ① 重大事態の報告（いじめ防止対策推進法第 23 条 2 項 平成 25 年法律第 71 号）※以下②～⑤⑦は同法律
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者もしくは学校）の決定及び調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）